

令和5年 No.9

○国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年2月22日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年2月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第8号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(教員の総合的業績評価)</p> <p>第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（<u>教育実践創成講座、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構及びセンター</u>については、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。）又は各附属学校が、実施する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年2月24日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(教員の総合的業績評価)</p> <p>第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（<u>教育実践創成講座及びセンター</u>については、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。）又は各附属学校が、実施する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>